

# 第1回 シェアリングエコノミー検討会議 議事要旨

1. 日 時 平成28年7月8日（金）9:30～11:30

2. 場 所 中央合同庁舎4号館 12階 共用1208特別会議室

## 3. 議題

- (1) 開会
- (2) シェアリングエコノミー検討会議について
- (3) シェアリングエコノミー協会からプレゼンテーション
- (4) 構成員からプレゼンテーション
- (5) 意見交換
- (6) 閉会

## 4. 配布資料

- 【資料1-1】シェアリングエコノミー検討会議の開催について
- 【資料1-2】シェアリングエコノミー検討会議の運営について
- 【資料1-3】シェアリングエコノミーに関する検討経緯
- 【資料1-4】シェアリングエコノミー検討会議について
- 【資料1-5】シェアリングエコノミーに向けた欧州アジェンダ（概要）
- 【資料1-6】一般社団法人 シェアリングエコノミー協会 提出資料
- 【資料1-7】生貝構成員 「シェアリングエコノミーと自主的ルール整備」
- 【資料1-8】持丸構成員 「業界団体でのルール・ガイドライン・認証を策定するにあたって」
- 【参考1-1】A European agenda for collaborative economy
- 【参考1-2】キッズデザインの基本的考え方
- 【参考1-3】キッズデザインガイドライン

## 5. 出席者

- (構成員) 中央大学大学院法務研究科 安念 潤司主査  
東京大学大学院情報学環 生貝 直人構成員  
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 上田 祐司構成員  
一般財団法人日本情報経済社会推進協会 坂下 哲也構成員  
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 重松 大輔構成員

一般社団法人新経済連盟 関 聡司構成員  
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科 中村 伊知哉構成員  
東京大学大学院情報学環 成原 慧構成員  
森・濱田松本法律事務所 増島 雅和構成員  
一般財団法人日本消費者協会 松岡 萬里野構成員  
国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門 持丸 正明構成員  
(関係省庁)総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 吉田 弘毅課長補佐  
経済産業省商務情報政策局情報経済課 佐野 究一郎課長  
厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室 佐々木 裕介参事官  
国土交通省総合政策局情報政策課 岩城 宏幸課長  
環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 伊藤 賢利室長  
(事務局) 向井 治紀副政府C I O、神成 淳司副政府C I O  
内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 二宮 清治次長、吾郷 進平次長、  
犬童 周作参事官、松田 昇剛企画官

○松田企画官 ただいまから第1回「シェアリングエコノミー検討会議」を開催いたします。

本検討会の事務局を務めます内閣官房IT総合戦略室の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様には、御多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。

本日、森構成員は御欠席との連絡をいただいております。また、生貝構成員は現在ブリュッセルにいらっしやいまして、スカイプにて参加をいただきます。

内閣官房IT総合戦略室長の遠藤から本検討会の主査として、安念先生に御就任の依頼を申し上げましてお引き受けいただきました。開会に当たりまして、安念主査より御挨拶をいただき、以降の議事進行を安念主査にお願いしたいと思っております。

安念先生、よろしくお願いいたします。

○安念主査 皆さん、おはようございます。ただいま御紹介をいただきました中央大学の安念でございます。

シェアリングエコノミー検討会議に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は何も知らないもので、司会以外は務まらない人間でございますので、無知な人間だということを前提にお話をいただければありがたいと存じます。

実は、この会議の前身となるような会議もあったのですが、そのころに考えていたものとは全然進展が違ってまいりました。1カ月ごとには変わるとは申しませんが、この世界は多分クォーターには変わっているなという感じがいたしまして、とてもよろしいことだと思います。多分、この会議も日本の数少ない経済のフロンティアであるところのシェアリングエコノミーをより活性化するにはどうしたらよいかということで、皆さんからのいろいろな御意見を伺うというのが趣旨であると思っております。

いずれにいたしましても、産業政策的な、ここをこうしろと役所が指図するなどという世界では全くございませんので、そういうことではなくて、どっちみち、自己責任の世界でございますので、その自己責任をよりよく果たせるような情報の提供とか損害賠償制度といったような仕組みを考えていくのが趣旨であろうと存じます。どうぞ、活発な御議論を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、プレスの撮影はここまでとさせていただきます。

(報道関係者退室)

○安念主査 それでは、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松田企画官 (資料確認)

○安念主査 ありがとうございます。早速議事に入ります。

議事「(2) シェアリングエコノミー検討会議について」ですが、事務局より資料1-1から1-5に基づいて御説明をお願いいたします。

○松田企画官 それでは、まず、資料1-1をごらんください。「シェアリングエコノミー検討会議の開催について」という表題で、平成28年7月1日の情報通信技術(IT)総合戦略室長決定をお手元に示しております。

「シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。こうしたシェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、シェアリングエコノミー検討会議を開催する」としております。

この中で「主査は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる」としておりまして、また、その他必要な事項は主査が定めるとしてあります。

資料1-2をごらんください。「シェアリングエコノミー検討会議の運営について」でございます。これは本日、主査からの決定とさせていただきたいと思っておりますけれども、「2. 検討会議は原則として公開とする」としてあります。「ただし、主査が必要と認める場合には、非公開とすることができる」としてあります。

「3. 検討会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する」としまして「ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料全部又は一部を非公開とすることができる」としているところでございます。

資料1-3をごらんください。これまでのシェアリングエコノミーに関する検討経緯を簡単にまとめたものでございます。

1ページをごらんください。IT総合戦略本部におきまして、平成27年10月末からITの活用に関する制度整備検討会という会議を開催してまいりました。この中でシェアリングエコノミーは主要議題の一つとして、これまで検討を続けてきたわけでございますけれども、第Ⅰ期検討会と第Ⅱ期検討会に分かれます。第Ⅰ期検討会では、民泊を中心としたルール整備の基本的方向について検討を進めました。第Ⅰ期では、Airbnb様、百戦錬磨様、i. JTB様、KitchHike様、新経連様、全国旅館ホテル生活衛生協同組合連合会様からヒアリングを行って、平成27年12月11日に中間整理を取りまとめまして意見募集を行ったところ、総数87件の御意見をいただいたところでございます。

年が明けまして、平成28年2月下旬から第Ⅱ期検討会といたしまして、引き続き検討を進めました。この中では、シェアリングエコノミー協会様からのヒアリングを行いまして、5月20日に第Ⅱ期中間整理を取りまとめております。

以上の第Ⅰ期中間整理、第Ⅱ期中間整理の両方ともを次から説明しております。まず、

第Ⅰ期中間整理でございます。インターネットのシェアリングエコノミーについての諸課題について検討を進めた内容が3ページでございます。その中では、状況の実態把握が困難である、あるいは情報の非対称性が発生しやすいのではないかと、あるいは外部不経済といったような問題が起こっているのではないかとといった議論がございました。

4ページをごらんください。そういった課題に対応するため、全てのシェアリングエコノミーではなくて、主に民泊を念頭に置いていたわけですが、一定のサービスを仲介するシェアリングエコノミーサービス事業者に対して、必要最小限の仕組みが必要ではないかという問題提起になっておりました。この中では「課題1)への対応」といたしまして、提供者及び利用者の本人特定事項の確認。

「課題2)への対応」といたしまして、サービス水準等の必要な情報を利用者に提供すること。

「課題3)への対応」といたしまして、苦情(第三者からのものを含む)への相談窓口の開設等が整理をされたところでございます。

5ページにつきましても、損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置あるいは提供者、利用者の相互評価を行う仕組みの適切な提供の仕組み、違反を認知した場合の届け出の仕組み等が挙げられましたが、ここの中で柱書きのところにも記載がございますけれども、シェアリングエコノミーのあり方を検討する契機が「いわゆる民泊のあり方」であることを踏まえ、サービス提供者に係る業法その他の関係法令との関係もあわせて、一体的に整理することにも留意すべき、あるいはサービス提供に係る業法の規制緩和を同時に行うべきといった意見もあったということで、シェアリングエコノミーサービス事業者の法的なルール整備については、その要否も含め、検討を行うことが必要としたところでございます。

続きまして、第Ⅱ期検討会でございます。7ページ、8ページをごらんください。

7ページは、シェアリングエコノミーの概念図を示しているところでございますけれども、シェアリングエコノミーは民泊だけではなくて、さまざまなものがあるということで、日本中のスペース、モノ、人手、能力などをビジネス化して有効に活用するのみならず、潜在需要を掘り起こして、新たなイノベーションを創出する可能性があるのではないかと、地方創生あるいは一億総活躍への貢献が期待されるということを示しております。

8ページに示しておりますけれども、民泊以外にも家事代行あるいは子守、スキル、会議室などの空間、駐車場シェア、農地のシェア、車の共同使用、車の相乗り、食事、外国人向けガイドなどなどさまざまなサービスが登場してきておまして、右側でございますように「このようなITを活用した『CtoC』の新たなサービスの登場は、地域経済の活性化や一億総活躍社会の実現に資するもの」としまして、こうしたサービスは萌芽期にあり、新たなサービスの登場を阻害しないよう、民間団体等による自主的な対応をしっかりとすることが必要だと整理をしておまして、こういった自主的な対応を政府としても支援と

書いております。

9 ページでございますが、第Ⅱ期の結論といたしまして、内閣官房IT総合戦略室において、協議会、これは本検討会議のことでございますが、これを設置いたしまして、当面以下について検討としまして、検討事項を2つ示しております。

「① シェアリングエコノミーに関する自主的ルールの方策」。

「② シェアリングエコノミーの振興策」の2つでございます。

なお、最後の11ページでございますけれども、IT戦略本部での検討を経まして、政府全体といたしましても、シェアリングエコノミーに関して閣議決定をしております。『日本再興戦略』決定2016、いわゆる成長戦略ですが、こちらの中で「ITの革新的発展を基盤とした、遊休資産等の活用による新たな経済活動であるシェアリングエコノミーの健全な発展に向け協議会を立ち上げ、関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる」としてしております。「その際、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、サービス等の提供者と利用者の相互評価の仕組みや民間団体等による自主的なルール整備による対応等を踏まえ、必要に応じて既存法令との関係整理等を検討する」としてしております。ここの協議会が本検討会議に相当するものでございまして「関係者の意見も踏まえつつ、本年秋を目途に必要な措置を取りまとめる」ということが政府として閣議決定されているところでございます。

引き続きでございますけれども、資料1－4でございます。この検討会議についての概要を整理しております。

1 ページをごらんください。こういったことで検討会議を開催するというところで、内閣官房IT総合戦略室長のもとにシェアリングエコノミー検討会議を開催するわけですが、この【検討事項】としまして、先ほど御紹介した2つを挙げております。自主的ルールのイメージとして挙げておるのは本人確認の問題ですとか、あるいは提供サービスの内容の適正な表示の問題、相互評価システムの適正な運用、苦情対応等の相談窓口の設置、損害賠償措置の確認、情報の安全管理措置等々としております。また、シェアリングエコノミーの振興策も大きな課題でございます。

最後の3ページでございますけれども、本会議の「想定スケジュール（案）」をここに事務局として書かせていただいております。本日の後、大体1カ月に2回ぐらいのペースで会議を開催いたしまして、本年秋に取りまとめが報告できればと考えております。第2回は関係者のヒアリングあるいは振興策の検討を行う等々書いておりますのでごらんください。

最後に、EUで当検討にも関係するような動向がございましたので御紹介させていただきます。資料1－5「シェアリングエコノミーに向けた欧州アジェンダ（概要）」ということで、欧州委員会がコミュニケーション文書をまとめておりますので、そちらを御紹介いたします。

1 ページをごらんください。本年6月2日でございますけれども、欧州委員会では、シ

シェアリングエコノミーをCollaborative economyとっているわけですが、それに向けたアジェンダ、法的拘束力がないガイダンス文書を発表しております。この中で欧州としても、シェアリングエコノミーの新たなビジネスモデルがもたらし得る大きな利益を享受するため、新しい機会の受け入れにオープンであるべきだと指摘しております。「EUは、このイノベーション、競争力及び経済成長の機会を積極的に支援すべき」と肯定的に捉えています。「同時に、公正な労働条件、消費者保護と社会の安全を保証することが重要であることから、市民と事業者は、本ガイダンスが示すルールと義務を認識すべきであり、加盟国もまた同様に自国における対応方針を明確にすべき」と加盟国に求めているところでございます。

左でございますけれども、欧州アジェンダでは「シェアリングエコノミーの可能性」を幾つか整理しております。消費者と起業家に新しい機会を創出する。EUの雇用と経済成長に重要な貢献を果たす。個人によるサービス提供を可能とし、新しい雇用機会、柔軟な勤務形態と新規の収入を促進する。新しいサービス、供給の拡大、低価格を通じて、消費者にも便益をもたらす。さらには、多くの資産の共有、あるいはより効率的な資源の利用を促進して、EUの持続可能性ある社会、循環型経済への移行に貢献するとしているところでございます。

一方で、右側でございますけれども、消費者と事業者あるいは被雇用者と個人事業主、プロフェッショナルと非プロフェッショナルといった線引きが曖昧になるのではないかと。公益を保護するために規制を回避しようということで、規制のグレーゾーンが利用されるリスクが存在することも指摘しております。国・地域ごとに異なる規制の対応がとられれば、既存事業者あるいは新たな事業者、消費者にとって不安定さをもたらして、シェアリングエコノミーの発展とその便益の実現を阻害するとして、整合性ある規制の対応の必要性を説いているところでございます。

「主要論点」としまして（１）～（５）を挙げております。それを２ページの別紙で説明をしております。これが欧州委員会が示す対応方針なわけですが、（１）市場参入要件につきましても、サービス提供者は個人になる場合が多いわけですが、こういったサービス提供者については「公共の福祉の達成のために厳格な要請がある場合にのみ、事業許可あるいは免許の取得を行うべき」として、「事業の全面禁止については、最終手段（last resort）であるべき」としてあります。

加盟各国は、シェアリングエコノミーのビジネスモデルの特異性を考慮に入れて、例えば「閾値（thresholds）」と書いてはいますが、例えば何日間といったことを設けることなどにより、非常態のサービスとプロとしてのサービスとの区別を行うべきとしております。また、プラットフォームについては、価格や取引条件の決定権や鍵となる設備を所有するようなものでない限りは、許可や免許の対象とならないとしているところがございます。

「（２）責任の所在」でございます。「EU法の下では、プラットフォームが電子商取引

指令情報社会サービスとしての要件に該当する限り、能動的な違法性の確認義務を負わない」としているところでございます。

「欧州委員会は、プラットフォームに対し、不正なコンテンツへの対抗と、信頼性向上に向けた自主的な活動を継続することを慫慂する」としています。また、プラットフォーム自身が提供する付属的サービス、例えばレーティング、相互評価の仕組みですとか、支払いサービス、保険、身分の確認・証明といったものに関する責任負担から免除されるべきではないとしまして、プラットフォームによる自主的な取り組みについて、責任負担を免除されると解釈すべきではないとしているところでございます。

「(3) 利用者保護」は、加盟各国は、不公正な活動からの高いレベルでの消費者保護を確保すべきとしまして、一方で常態ではないサービスの提供のみを行う個人に対しては、不相応な義務を課すべきではないとしているところでございます。また「信用力を高めるためのメカニズム（例：品質ラベルなど）の有効性と活用は、シェアリングエコノミーへの更なる参加を促すために向上させていくべき」としているところでございます。

「(4) 労働者の雇用関係」で、ある者がプラットフォームの従業員であると考え得る場合があるのであるということ、その判断を行う場合はプラットフォームに対する従属関係ですとか、労働の性質、報酬といった基準を考慮することになるだろうとしています。また、シェアリングエコノミーのビジネスモデルのイノベーティブな性質を考慮しつつ、加盟各国は国内の雇用制度の評価を行うべきだと指摘をしているところでございます。

さらに「(5) 税制」ですが、サービス提供者、一般の個人がなる場合が多いわけですが、そういったサービス提供者とプラットフォームは経済の他の参加者と同様に税を納付すべきであるとしております。「加盟各国が引き続きシェアリングエコノミーに対する税制の適用についての簡素化と明確化を行うことを奨励する」とする一方で、プラットフォームに対しては「経済活動の記録や税納付の促進に関して、各国当局と十分に協力を行うべきである」としております。

なお、1 ページにお戻りいただきまして、※でCollaborative economyの定義を書かせていただいております。

欧州委員会では「Collaborative economy」と表記しまして、その外形については精緻なものはないとしつつ「Collaborative economy」の定義としては「個人によって提供される財・サービスの一時的な利用のため、オープンな市場を提供する共通プラットフォームによって取引を手助けするビジネスモデル」とされているところでございます。

以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、前にさかのぼってしまいますが、資料1-2の会議の進め方についてですが、こういうことで進めさせていただいてよろしゅうございませうか。



(「はい」と声あり)

○安念主査 先々何かありましたら随時検討をしてみたいと思います。とりあえずは1-2のやり方で進めさせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

ディスカッションの時間はできるだけとるようにしておりますので、議事次第に従って、「(3)シェアリングエコノミー協会からプレゼンテーション」を伺いたいと存じます。本日は、一般社団法人シェアリングエコノミー協会の上田様、重松様より15分程度で御説明をいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○上田構成員 シェアリングエコノミー協会代表理事の上田でございます。本日はよろしく願いいたします。

○重松構成員 同じくシェアリングエコノミー協会代表理事の重松でございます。本日はよろしく願いいたします。

○重松構成員 それでは、お手元の「一般社団法人シェアリングエコノミー協会」の資料に基づいて御説明を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

シェアリングエコノミー協会は、ことしの1月15日に創設をしております。

3ページ目なのですが、代表理事が上田と私の2名で、理事が5名おります。

4ページ「シェアリングエコノミーの領域」というところでございまして、皆さん御存じの会社もあると思うのですけれども、空間のシェアのところでは弊社スペースマーケットでしたり、Airbnbさんがあります。

モノのシェアでは、一番有名なのはメルカリという創業して3年目で時価評価額が1,000億円という会社があり、CtoCのモノのシェアのところでは、

移動のシェアはライドシェアと言われるところで、UBERさんとかnottecoさん、個人間カーシェアのAnycaさんなどのサービスがございまして、

スキルのシェア、これは家事代行とか介護、育児、知識、料理などでして、Crowd Worksさんは2年前に東証マザーズに上場しております。子育てのシェアはAsMamaさん、その他料理のシェア、家事代行など、それぞれ伸びているマーケットでございまして、

お金のシェア、クラウドファンディングでありまして、Makuakeなどプレーヤーもふえております。

現在、一般会員、準会員、賛助会員を含めまして、合計で99社というところで、あと1社で100社になりますので、ぜひ御加盟を検討される方はお声がけいただければと。キリ番で御用意しております。いわゆるシェア系のプラットフォーム事業者、CtoCの事業者から、準会員においてはレンタル業やBtoCのビジネスをやっている会社、賛助会員さんにおかれましては団体の理念に賛同して、大企業を中心に御加盟いただいて、大企業の方もアライ

アンス等のチャンスをうかがわれておられる会社が多いです。

次、お願いします。

○上田構成員 上田から、熊本震災での支援活動について御紹介させていただきます。

こちらは、本日のテーマとは少しずれるものの、震災という場所においてこそ発揮された、シェアリングエコノミーの特性を御紹介させていただければと思っております。

熊本の震災におきまして、いろいろな支援が必要となったことは皆さんの記憶に新しいことかと思いますが、シェアリングエコノミーはもともと資本主義社会の中で、一人一人の個人がたくさんの物を所有し、一度所有した物は人に貸すと今回のシェアリングエコノミーのように法にひっかかってしまうリスクがある中で、こういった震災の中で物が不足している。場所が不足している。泊まる場所が不足している。にもかかわらず、たくさんの個人がたくさんのスペースだとか物を所有しているのを、今回は無償で差し出したという形になっております。

多くの支援がありまして、こちらは一部でございまして、例えば宿泊場所の無償提供をAirbnbさんがいち早く行いましたし、ボランティア活動に行くのに車に相乗りで行くですとか、キャンピングカーの提供などもございました。

キャンピングカーを少し御紹介させていただきますと、現在、日本でキャンピングカーが数万台あります。一般的に普通の車の稼働率が9割5分は寝ていると言われていますが、恐らくキャンピングカーはそれ以上の確率で自宅の目の前で寝ているわけです。

今回、熊本の震災では、ただで出してくださいと言ったところ数十台が集まったのですが、これも本来はシェアリングエコノミーは貸し出すのが法的にグレーなのではないかといった誤解がありまして、残念ながらマスコミ各社からも余り取り上げていただけなかったのです。本来、全国にこういったことを認知されれば、御提供された皆さんがおっしゃるのですが、お金を出すまでではないのだけれども、寝ている車であれば幾らでも貸していいですという方はたくさんいらっしゃいましたので、本来はこういったムーブメントがもっと起こるべき、ましてや、これがシェアリングエコノミーの本質をつかんでいる。そういう意味では、こちらの会議でこういったルールにしていくべきかというのは本当に議論すべきなのですが、結論としては、シェアリングエコノミーは本当にもっと普及すべきだと感じた次第でございまして。

より本題に近づいていきますので12ページ「自主ルールについて」、こちらは案として、協会から考えているところを御案内させていただきます。

こちらが自主ルールの全体像でございまして、3階建てのパッケージで考えてございまして。一番上は行動規範ということで、大切にすべき考え方をシェアリングエコノミー協会に入っているシェアリングエコノミープラットフォーマーを中心に、こういうような行動規範でやっていきたいと思いますという理念的なものをしっかりと固めたいと思っております。

その下の「優良サービス認定審査基準」はもちろん仮の名前ですが、一つ一つのサービ

スに対して、認証マーク的なものをつけていく。認定していくということです。

3 番目ですが、結局、先ほどのヨーロッパの規定でもございましたが、どこからどこまでがシェアリングエコノミーなのか、同じシェアリングエコノミーといっても千差万別ですので、それぞれの事情に合わせた個別審査の基準を用意して、それでやっていくべきなのではないかと考えております。

まず、前提ですが、シェアサービスはさまざまな領域がございまして、確かに車に乗るですとか、食べ物を食べる的な本当に命の危険に直結しかねないようなジャンルもございます。ただ一方で、500円で占いをしてさしあげるとか似顔絵を描く、coconalaというサービスがそういったサービスなのですが、これのどこが一体リスクなのだろうかというジャンルもございます。そういった意味では、領域を横断する包括的な原則として、行動規範というものの大枠のポリシー的な形で対応すべきではないかと思っております。

具体的には、次のページの行動規範に入れるべき項目ということで、こちら（案）ではございますが、書いております。こういったポリシーを定めまして、普及させていきたいと思っております。

1 ページに戻りまして、2 段階目、3 段階目におけます優良サービス認定における個別審査に関しては、一つ一つの業態に合わせて考えていくべきかと考えております。

こちらが個別審査を含む優良認定審査に入れるべき項目として、ピックアップさせていただいたものです。少し御紹介させていただきますと、本人特定の確認、先ほどの占いを500円で買うのに本人特定はやり過ぎだと思うのです。シェアリングエコノミー業界では、サービスを提供する人をホスト、サービスを使う人をゲスト、そのプラットフォームをプラットフォームと言っているのですが、車を運転するホスト自体の個人特定も必要ですし、相乗りする人が一体誰なのかというのが明確になったほうが乗る人と運転する人のトラブルの低減も目指せるものですから、そういった問題はゲストの個人特定も必要なケースがございます。例えば人の家に泊まるサービスも同じように必要だと思っております。これは、日本の現状のサービスにおいては、ゲストの個人認証を余りしていないケースもありますが、シェアリングエコノミーでは効果的に、低コストに両方できるようなこともあると思いますし、そういったことをしていったほうがいい場合はしていきましょうということです。

また、2 つ目の保険についてですが、一つのしっかりした企業がサービス提供している場合は、何かトラブルったときに企業として、企業の体力で損失に対して補填することができますが、シェアリングエコノミーはえてして個人がサービスを提供しているものですから、トラブルったときにそれを補填する能力なり、その財力がない可能性がございます。こういったことのために保険に加入する。レビューシステムで相互にレビューを高めていって、取引の信頼性を高めていく。レビューシステムもケース・バイ・ケースでして、例えば駐車場シェアのサービスで、駐車場を借りるときに、駐車場のレーティングは非常に難しいわけです。確かに入りにくいというレーティングもあるでしょうけれども、正直言っ

てそれほど意味はないだろう。そういう意味では、これも必要なケース、レビューをしていくことによって取引がより安全になるであろうというケースについては必要かと思いません。そのほか24時間体制の投降監視が必要なサービスもあれば、ユーザーサポートをよりスピーディーに24時間体制とか、24時間以内といったものが必要になってくるケースもあります。

つまり、例えばベビーシッターのシェアリングエコノミーでございましたら、大切な赤ちゃんの安全といったものがございますので、ホストの本人特定も必要ですし、そういったことは本当にクリティカルに重要になってきますが、そういったサービスからご覧のようなサービスまでございますので、一つ一つの個別業界において、個別の特性に応じて審査をしっかりと行って、それを満たしていくことを求めていく。実際に業界各社におきましても、ゲスト様またはユーザー様、エコシステムにかかわる第三者の方に迷惑を与えない。よりよいサービスを感じていただくことはプラットフォーマーの我々業界としても、非常に大切だと思っています。売り上げ、利益を伸ばし、世の中に貢献することが大切だと思っていますので、そういう意味では、こういった自主ルール、ガイドラインをつくって、ベストプラクティスを業界で合わせて、素晴らしいものをつくっていきたくて考えてございます。

私からの自主ルールについては以上です。

○重松構成員 続きます「振興策『シェアリングシティ』について」でございます。

世界中にシェアリングシティは広がっておりまして、例えば行政主導型でいきますとソウル、お隣の国にあります。ソウルは全市民がシェアリングサービスを活用できるようにするために、政府がインフラ整備やスタートアップ企業へ積極的に資金投資を行っております。政府が主体となって行っています。

アムステルダムに関しましては、民間主導型で行っておりまして、政府もかかわっているのですが、民間主導型で立ち上がっております。さまざまな機関・企業・団体から集まったアンバサダーが相互に連携しながらシェア文化を促進してございます。ソウル、アムステルダムの概要については、ぜひこちらのほうでござらんいただければと思っております。

日本でも、いろいろなシェアリングエコノミー協会に属している会社が今までは個別に当たって関係性をつくってやっておりました。例えばCrowd Worksさんですと、全国6地域、例えば北海道別海町とか長野県塩尻市、千葉県木更津市、神奈川県横須賀市、兵庫県加古川市、宮崎県日南市といったところとクラウドワーカー育成事業の推進を自治体と共同してやっております。

子育てシェアはAsMamaさんなのですが、こちらは奈良県生駒市さんでしたり、最近でも秋田県湯沢市とアライアンスを組まれたりということで、どんどん自治体がカバーできないような子育てのサポートをAsMamaさんが入って展開をしております。

スペースマーケットも、例えば群馬県の桐生市の遊休施設活用というところで群馬県桐生市と組んで展開をしております。我々は特にMICEの誘致というところで、千葉市さんでしたり、福岡市のMICE担当と連携をして、MICEに付随して、今後は民泊のところも出てくるだろうというところで自治体との取り組みを推進しております。

「政府・自治体による支援策（案）」ということで、こちらはぜひお願いしたいことといたしまして、今年度は3～5地域でシェアリングシティの実証事業を御一緒に行って、これからのともに助け合う共助のモデルケースづくりをしていきたい、その御支援をお願いしたいと考えております。

支援項目といたしましては、公共遊休資産の提供と広報PR支援で、年内に大きなカンファレンスというか業界のイベントをやろうと思っております、そこでぜひ御一緒できれば、御支援をいただければと考えております。そういった情報発信支援で、いろいろ海外に行きますと、かなり日本より進んでいる国ばかりでして、少しおくらせていますので、そこをぜひ先進国に近づけるような情報発信も御一緒にさせていただきたいですし、スタートアップもシェアリング系や、オンデマンド系のサービスを提供するものも次々出ていますので、その立ち上がりもぜひ御支援いただけると助かります。

その他、弱者言い換えれば高齢者、保育、低所得者向けの支援というところで、今後、ますます人口が地方で減っていき、行政がカバーできない領域も多数出てくると思うのです。そこを今の段階から準備していかないと間に合わないと思いますので、多くの市民にシェアリングサービスを活用してもらって、共助の仕組みをつくって、行政がカバーできないところをカバーできるような仕掛けを早い段階から御一緒できればと思っております。

私のほうは以上でございます。ありがとうございました。

○上田構成員 ありがとうございます。

○安念主査 上田さん、重松さん、どうもありがとうございました。

ディスカッションは後ほどまとめてとりたいと思いますが、何か今聞いておかないと後で忘れてしまう御質問でもありましたらどうぞ、何かございませんか。

上田さん、前から伺いたかったのですけれども、社会の認知度はどうですか、半年単位ほどで変化はありますか。

○上田構成員 高まっているスピードは速いものの、非常に認知度は低いと思います。実際に海外へ行きますと余計に感じるのですが、ヨーロッパですと、民泊ですとかライドシェアみたいなものがGoogleで検索した選択肢の中に普通に出てくるというのでしょうか、本当に普通のサービスになっていて、全員が知っている状態です。にもかかわらず、日本はそのようになっていない。

○安念主査 これだけ保育所のキャパシティが足りないと言っていて、今のお話で言えば保育園を探すと、その中に当然のことかもしれないが、例えばAsMamaさんが出てくるといふ形にはまだなっていないということですか。

○上田構成員 まさにそのとおりでございます。

○安念主査 わかりました。なすべきことは多いということですか、どうもありがとうございました。

○上田構成員 ありがとうございます。

○安念主査

それでは、続いて「（４）構成員からプレゼンテーション」に移らせていただきます。

本日は、東京大学情報学環客員准教授の生貝先生、及び国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門の持丸研究部門長から、それぞれ15分程度御説明をいただきたいと存じます。

ブリュッセルから生貝先生をお願いいたします。

○生貝構成員 ありがとうございます。

私からは「シェアリングエコノミーと自主的ルール整備」という形で発表させていただきます。

私、専門としては、もともと情報通信にかかわるアメリカやヨーロッパの法制度の比較研究をやっておりまして、その中で民間による自主的なルール整備に焦点を当てた研究をしております。今日はそういった研究者が国内外の実践や研究等を見ながら、自主的ルール整備についてどのように考えるのかということについての、ひとつの標準的な枠組みをお話しさせていただければと思います。

２ページをお願いいたします。まず、これは前提としてなのですが、現代の情報経済においては、今までの直接的な政府規制自体がかなりやりづらくなってきている。技術的・ビジネス的イノベーションの速度の影響が大きく、そして規制策定に必要な専門的知識も市場に多く存在している。それから、法によって画一的に決めることができない領域も最近は多い、利用者に実質的規制能力を持っているのはむしろ民間のプラットフォームであったり、あるいはそもそもグローバル環境で一国の政府がどこまで何をできるのか、そして表現の自由への配慮。これらの要素がある意味では、情報社会の性質が政府の役割を縮減しているかもしれないというのは我々研究者、そして、実践されている方々も多く感じられるところであって、インターネットにかかわるルールも実際に自主規制で決められることが増えてきているところです。

しかし一方で、自主規制にも同じようにリスクがある。自主規制の困難としましては、そもそも自主的にルールがつくられる状況もかなり限られている。そして、ルールがつくられたとしても内容が不十分であったり、あるいはスタートアップの排除、反競争性等の不正性をはらむ場合も多い。そもそもルールはつくったけれども守られない、守られているのかどうかすらわからないといったことも実例を見ているといろいろ見ることができる。

自主規制ルールといったときに、既存の業界団体等であれば30年、40年続いてきたところがある程度の社会とのコミュニケーションを持ちながら、これから先20年、30年続けていくといったクレディビリティもあります。ダイナミックなインターネットの世界ではどうしてもそのような団体を想定することが困難となります。そして、消費者や利害関係者の参加不足、一部の人間たちだけでつくられたルールが広い人々をカバーするという問題、それから自主規制ゆえの国際的非整合性、ローカルルール化というところも指摘されてくることはあります。

4ページに行ってくださいまして、そのようなときに研究者の間で、そしてアメリカやヨーロッパ等でも広く関心を集めている概念が官民の共同規制、Co-regulationと英語では言う概念でして、これは何かと申しますと、今、まさにお話ししたような市場が不十分であるように、政府も不十分であるというのが社会科学者の標準的な認識かと思えますけれども、この認識の上で、両方の利点を組み合わせて、特にインターネットのイノベーション親和的な柔軟かつ確実なルール枠組みをつくり出していこうという学問的コンセプトであって、そして、後で見るように政策的な実践概念でございます。

こちらの下に書いてあるのがイギリスのOfcomが、情報通信の規制機関でございますけれども、インターネットに係るさまざまな領域に共同規制等の概念を当てはめていくために概念整理を行った図で、まず規制がないのが望ましい、それは恐らくそうでしょう。しかし、それがうまくいかなければ政府による一般原則の提示等のもとで業界団体等が自主的にルールをつくる。そして、どうしても日本ですと、それがうまくいかなかったら一気に政府の細かい規制だとなりがちなところですが、しっかり真ん中の段階をつくって考えていこうということが共同規制の考え方です。この図の中ですと、共同規制というのは下から2番目の自主規制と政府規制の混合措置に当たるわけですが、例えば共同規制でうまく解決されているようであれば自主規制に戻したり、あるいは逆もしかりだといったような、こういった4つの類型を前提にしたダイナミックな調整の仕組みをつくっていこう、そのための市場評価、問題評価の仕組みをつくっていこうというのが広義の共同規制ないし自主・共同規制、Self- and Co-regulationと呼ばれるような概念でございます。

この実践に関しましては、かなりの程度世界各国で事例もたまってきておりまして、例えばヨーロッパでは2013年から欧州委員会が主導して、The Community of Practice for better self-and co-regulationという組織をつくりまして、こちらでおおよそ数ヶ月に1回、ベストプラクティスを共有するミーティングを開催しております。例えば直近の検討課題

としては、ビデオ共有サイトの基準、SNSの青少年保護、クラウドサービスのSLA、RFIDのプライバシー評価、さらに後ろに行っていくとフッ素化合物の使用基準ですとか文化財修復士の行動規範、このぐらいになってくると少し私も内容がわかりませんが、おびただしい自主規制、共同規制の実例を検討することで、どうすればよりよく物事を解決していけるのか、できる限り市場が自律的に解決していけるのか、そのために政府は何をすべきなのかということについての検討が積み重ねられているところです。

下のほうにお示ししてある拙著では、2011年で少し昔の内容になってしまいましたけれども、特に情報社会にかかわる通信・放送の融合ですとか、モバイルコンテンツの青少年有害情報対策といったことについて、共同規制の基本的なコンセプトと国内外の事例を紹介させていただいております。コンセプト、実例、実際に自主規制や共同規制という方法論で自主的にルールをつくるのはどういうことなのかということについて、御参考にしていただける部分が多いかなと思います。

そして、先の欧州委員会のCommunity of Practice、自主・共同規制実践共同体と訳しませんが、このおびただしいさまざまな事例の検討、課題の解決に向けた関係者の努力という中から、およそ10項目から成ります「より良い自主・共同規制のための原則」というものを出しております。ここが恐らくは自主的ルールに含まれるべき内容であり、これらが含まれるようなルールがうまくいくというポイントです。ルールの形成段階（Conception）と実施段階（Implementation）に分けて、重要な原則が並べられております。

まず、参加者はできる限り、今、明示的に現れているプレーヤーだけではなくて、潜在的なプレーヤーも含めて構成されるべきである。次にオープン性、このアクションというのが自主規制、共同規制にあたりますけれども、オープンかつ全ての利害関係者を巻き込むような形で準備されなければならない。

誠実さ、これは参加者によって、大企業、中企業、小企業でできることも異なり、そして、そういう能力の差異をしっかりと考慮するという。それから自主規制、共同規制で作られた明示的なルールの中におさまらない活動だからといって、完全にそのルールを無視するのではなくて、できる限り一貫しているべきであるということ。それから、目的を明確に設定すること。法令遵守はもちろんです。

ここまでがルールをつくることの半分であって、後半がむしろ非常に重要です。

まず「実施段階」の最初のところでは、政府が法律を決めるのではなくて、民間が自主的に決めることの理由はやはり柔軟性ですので、1回つくって、何年間もそのままであるというのは恐らくあり得ない。これはとにかく迅速に開始して、アカウントビリティと「実行による学習（Learning by Doing）」のプロセスをしっかりと担保していく。そして、そのためには全ての参加者の間での持続的なインタラクションが極めて重要です。そしてこの枠組みを終了するのか、改善するのかということに参加者全てが評価できるようにする。



ルールは、当然紛争が出てきたときに重要になるわけですから、紛争解決の手段が必要になります。ルールへの違反は段階的なスケールの自律的な罰則あるいは他律的な罰則の対象になる。そして、財政もしっかり考えなければならないということが書かれております。

こちらで示されている原則軍は、実践者としても、研究者としても、私自身完全に欧州委員会の考えに同意するところでございます。

7ページに関しましては、今のところを私の言葉で少し書き直させていただいたような形になりますけれども、これから恐らくシェアリングエコノミーにかかわる自主的なルールをいろいろな形で考えていこう、どういう内容を含むのかといったときに、まず明確な目的を設定するのが極めて重要です。何のためにルールをつくるのか、これは法律で言ってみればいわゆる第1条に当たるところであって、そこが全てのルールの骨格を規定することになります。ただ、目的といっても一つである必要は全くなく、むしろ目的は一つであるということは大変まれであると思います。例えば今回であれば消費者保護ですとか、サービス提供者や労働者の保護、法令遵守、あるいは国際性も必ず入ってきますし、特に今協会から御紹介いただいたような観点からは、解決すべき社会的課題は何かというのをここである程度特定することが考えられます。

それから、どうしても「マルチステークホルダー性の担保」というのが重要になります。ルールというのは、当然ルールに縛られるあるいは影響を受ける人たちにしっかりと開かれた形でつくられていなければなりません。例えばここでは挙げていることのほかに地域と密着で行うのであれば、その地域の代表者もそのルールの策定や実施にいかにかかわっていくのかという枠組みも考えていただく必要があります。

そして、3番目のところが「目的を達成するための具体的ルール」。最初に事務局から御紹介をいただきました、本人確認といったところは恐らくここに入ってくるのでしょう。ただ、こちらは協会からも御紹介いただきましたとおり、この部分というのは、恐らくさまざまな形で分野ごとにいろいろなルールがつくられなければならないといったときに、ここ以外の部分の外枠をある程度しっかりと固めた上で、具体的ルール内容をつくり、徐々に改善していくということが考えられるのではないかと一つは思います。

8ページ目に行っていただきまして、ルール実施段階、ルールをいかに運用するかという論点になります。一般論としては、運用は中立性が肝要ですから、この段階で特に第三者委員会というものが重要になってくるのかなとも考えます。

「エンフォースメントの仕組み」、ルールが破られたときに完全に当局に任せればいいのか、自律的に解決するのか。そのルールが破られたときに紛争解決の手続が必要になると思うのですが、この解釈適用においても、参加する事業者の方々皆さんが納得できる、そして、地域社会を含めたマルチステークホルダーも納得できるような形でのエンフォースメントを考えなければならないのでしょうか。

その前提として、実際にそれがうまく機能しているのかということ判断するためのモ

ニタリング、評価基準を先に決めておく必要があります。そして、定期的な枠組み評価に基づいて、そもそもルールが必要なくなったのであれば撤廃すべきですし、抜本的に改変する必要があるらば改変する。ダイナミックなインターネットの社会では、こういったサイクルというのも大変速いのかと思います。

これらの要素を少し見ていただくとわかりますとおり、民間が自主的にルールを作るというのも、政府がつくる法に極めて近いところがある。ここで挙げた要素のうち政府が担う部分が多ければ政府規制、多くを当事者が担えば自主規制と言えます。折衷的であれば共同規制です。組合せとしては、例えばルールづくりのところだけを民間で作り、そしてルールのエンフォースメントについては完全に政府に任せるといったような共同規制も理論的、実践的にもあり得るところです。多様にありえる組み合わせの中で、できるだけ民間が多く部分を担っていける方法論を考えていく必要があります。

9ページは、具体的に諸外国でどういう共同規制の実践をしているのかという典型例を挙げてみました。これはかなり強固につくったタイプの共同規制ですが、例えば従来の放送規制をEUの全体のディレクティブとして、インターネット上の放送類似サービスに適用しようといったときに、いきなり法律でがちがちに固めてしまうのはやはり望ましくないだろうということで、政府は指令に基づく一般的な原則を示し、そして、業界団体との共同規制として、自主的なルールをつくってもらおうということで、そこで運用、執行までをやらしてもらいつつ、官民でちゃんと対話と改善をしていくという体制を作っています。

10ページは、アメリカのいわゆる自主規制と呼ばれる典型的な事例ですが、これはプライバシー分野で、アメリカでは包括的な個人情報保護法がございませんけれども、ネット分野のプライバシーもしっかりと守っていかなければならないということでスタートしました。この背景には、このままでは厳しい法律がつけられるというプレッシャーもありました。構造としては、FTCが大体7項目ぐらいから成る原則を明確にして、それに基づいて幾つかの関連業界団体が具体的な自主規制ルールをつくって、各企業がそれを反映して行動する。深刻な違反に対しては、FTCはかなり厳しい罰則を科すことも時々ありまして、これが本当に純粋な自主規制と呼べるのか、本当は共同規制と呼んだほうがいいのではないのかといった議論もあるところではございますが、いわゆるアメリカ的な自主規制の典型的な一つのやり方ではないかと思います。

11ページのこういったルールがなぜつけられるのか、守られるのかというところでは、当然インセンティブ（動機）があるからつけられる。評判確保もあるでしょうし、法的不確実性、何がホワイトで、何がブラックなのかよくわからないというグレーゾーンの上ではなかなかビジネスができないことを自主的にクリアにしていく必要性もあります。そして、非常に大きいのがいわゆる「規制の影」理論というふうにも呼ばれますけれども、これは必要以上に厳格な規制を抑止するために自分で規制をつくる。今のシェアリングエコノミー分野では、世界的にもこの部分が非常に大きいところではないかと思います。

12ページの「Carrot or Stick」は言葉として適切かどうかは定かではありませんが、今

まで申し上げてきたところはどちらかというと、罰則が背景にあるからインセンティブがあるといったところでした。一方で、「振興策』に裏付けられた自主規制・共同規制というのにも頻繁に行われておりまして、例えば政府調達基準に基づいて、電子機器のバリアフリー機能搭載を緩やかに広めていったり、プライバシーマークの公共調達要件化もそれに近いところがあります。

それから、より直接的な財政支援の事例としては、我々研究者には今、公的資金を受けた研究成果というのは、論文やその元となるデータも含めてインターネット上で自由に公開しなければならないという規制がかけられつつあります。これは国のお金をもらうときは一定のルールに服しましょうということです。そういったことのほかに、温室効果ガス等の排出権取引に代表されるようなコスト構造調整という手法も存在します。

シェアリングエコノミーへの適用というところは、きょうは必ずしも個別論には深く入りませんが、こちらの欧州経済社会協議会（EESC）というところは、ヨーロッパの市民社会、産業界等々から構成される独立の諮問機関ですが、こちらは、先ほど事務局から紹介をいただいた欧州アジェンダと並行して意見を出しておりまして、ここではシェアリングエコノミーに関して明確に、自主規制や共同規制の方法論でしっかりと解決していくべきだ、強い法律的な規制はできるだけやるべきではない、そして、そのためのLegal frameworkをしつかりつくっていくべきだということを提言しています。その上で、政府は自主規制を評価するための明確な基準とガバナンスのPrinciplesを定めるべきである。先ほどのアメリカ、ヨーロッパの例でもあるような形で、政府は少なくともPrinciplesは明確に定めましょうと。そして、実際にイギリスでは、シェアリングエコノミーUKの行動規範をはじめとして、そういった動きもだんだん出てきているところかと思えます。

ちょうど15分になりましたところで、最後のスライドでございますけれども、全体的なニュアンスを補足させていただきます。私のような分野を専攻している研究者が持っているのは、社会で機能する新しい仕組みを形作る「制度」「技術」「ビジネスモデル」の3要素のうち、「技術」と「ビジネスモデル」については、まさにシェアリングエコノミーのように当事者からイノベーションが生み出されているところ、それを支える「制度」については全て政府に任せることが果たして望ましいのだろうかという問題意識です。そうではなくて、制度についてもしっかりと当事者が、少なくとも部分的に、あるいは大きな部分をつくっていくというやり方こそが、持続的なイノベーションに資するのではないか。きょうお話しさせていただいた内容はそのような方法論と御解釈いただければ幸いです。

私からのお話は以上です。ありがとうございました。

○安念主査 生貝先生、どうもありがとうございました。引き続きスカイプで御参加をいただければと存じますのでよろしく願いいたします。

○生貝構成員 ありがとうございます。よろしく願いします。

○安念主査 とりあえず、御質問をいただくことがございましたらどうぞ。後のディスカッションで皆さんから御意見等をいただきたいと思います。存じます。

続いて、国立研究開発法人産業技術総合研究所の持丸部門長からお願いをいたします。

○持丸構成員 御紹介に預かりました産総研の持丸です。

私は、専門がサービス工学と人間工学ですが、きょうは少し違う立場で、ISOの標準化にかかわっております。そこから、生貝先生とかぶるところはございますが、実際につくっている立場で少しお話を申し上げます。

今、最初にもガイドラインと認証という話でしたが、我々の立場から言うとガイドラインも一つの標準です。標準そのものは合意であって、今、生貝先生から話がありましたように、それに何らかのエンフォースメントを加えることによっていろいろなレベルの規制として働くところがございます。ガイドラインももちろん標準の一形態ということですが。

今、いろいろなステークホルダーと先生の話にもございましたが、そういう方々で合意を形成していく。そこに古い標準、ねじが出ておりますけれども、M5というねじのときにピッチ比をノギスではかって、お店で買う必要はなくて、M5でつくりますということとM5で買いますということ合意してあれば、それで便利になる。これが典型的な標準でございます。

「標準とは『社会を変える手段』」だと今のISOでは認識されています。その図にあるのは私がかかわった使い捨てライターの押す力を重くするというので、子供が押せなくなる。そうすると、実は子供による火遊びが激減をして、お子さんの命が救われる。やっていることはチャイルドレジスタンスというのですけれども、一体どれが安全なライターなのかという数値的な基準を合意するということです。ただし、この場合はこれがエンフォースメント、法規制にかかわっております。それは標準そのものではなくて、標準を法律が引用している形になって働いています。

ちょっと専門用語になりますが、ISOとかJISといったものをデジュール標準、公的な標準ということになっていて、こちらはどやって標準を決めていくのか、合意をとっていくのかという手続が細かに決まっているということになります。今、先生の話にもありました自主的なものというのを我々の中ではフォーラム標準と呼んでおまして、これにもいろいろなレベルのものがございます。例えば無線LANをやっているのは、正しくはIEEEというところが決めているフォーラム標準ですので、ISOとかそういうレベルではありません。ただし、極めてデジュール標準に近いようなものになっているものもございます。こういう区別があるということです。

ここから先は、そのガイドラインをデジュールではなくて、業界でつくっていくときに私も幾つかかかわっております。少し考え方をお話しします。

ちょうど最初にシェアリングエコノミー協会からお話があったのと非常によく似ておりまして、まず、一番上位にポリシーをつくるというのはとても大事なことです。ガイドラインは非常に具体的なので、ともすると、具体的なところからつくりたがるのですが、具体的なところが何の理念に基づいているのかとか、具体的なもの解釈するときどういう理念で解釈するというのがみんな握れていないと、結局わけのわからない話になってしまいます。それが全体を包括する基本的な考え方で、多くの場合は作成側の宣言として、数カ条でわかりやすい言葉でつくって、できるだけ網羅的、漏れのないようにフレームワークを使う。「必要に応じ、上位のポリシーを継承」というのは、その絵に何かあればそれを引用して使うということになります。

第2層として、私はガイドラインというものがあると。公開と括弧してありますが、合意ですから、合意しているステークホルダーが特に一般市民である場合は公開が基本になります。ポリシーをアクションに落とすために最低限何を守らなくてはいけないか、きょうはいろいろなポイントが出ていましたけれども、そういうものをどのレベルで守らなければならないかというのがガイドラインになります。これを先ほどの生貝先生の話にもありましたように、できるだけ幅広いステークホルダーの間で議論して合意をするということ。合意の結果を開示いたします。

実は、その下に実態としてはオペレーションガイドとか、ガイドラインの解釈という文書が存在することがあります。存在しなくても構いませんが、私がかかわったものでは全てに存在しています。これはガイドラインに沿って、極めて具体的にオペレーションを実行するためにここの数字はどうなのかとか、こういう特殊な事例はどう解釈すべきなのかということさらには業界間で合意をするケースです。これについては、普通は上のステークホルダーの方は余り興味がありません。（外部非公開でもよい）と書いてあるのは、非公開にするのは隠すという意味ではなくて、どちらかという、第3階層は先ほど生貝先生のほうにありましたように、Learning by Doingでやりながら比較的よく変わっていく部分でもあって、公開するとむしろ混乱を招くという部分もあります。そういう意味で、実態に即して随時変更するということが可能なようになっていくということになります。

今回のものが該当するかどうかよくわからないのですが、もし、これをデジュール標準化したい、これはJISにしたい、ISOにしたいとか、したら何が変わるかということは先ほど申しましたように、ISOやJISもそれ自身ではエンフォースメントがない一つの合意に過ぎませんけれども、お墨つきが得られるというものです。ISOの場合は国際的なものですからJISよりは意味があります。もし、そうするのであれば最初からそれをシナリオに入れて、業界団体だけではなくて、バランスよくステークホルダーを集めておいたり、関係省庁の人を入れておいたり、あるいはその文書の形式がすぐに出せるようにそろえておいたりという考え方をしていくところがあります。

国際標準の場合は、国際標準を共同で提案できそうな国にあらかじめコンタクトをとって、そちらの国でも似たようなものが動いているのならば、それと話を並行で進めながら

というちょっとした政治的な動きも必要になる場合が多いということです。

そのガイドラインを使って認証する。最初にシェアリングエコノミー協会の方々から認証の話が出てまいりました。認証するのも可能です。ガイドラインは多くの場合、自主的につくられるものは認証を想定してやるケースがございます。一言で申し上げたいのは認証もビジネスですよということです。自主的なガイドラインの場合は、国が認証機関のお金を税金で払い続けてくれるということを普通は期待できません。したがって、認証機関も認証機関で回すための事務経費であるとか、認証のコストは何らかの形で稼いでこなければ持続的に回りません。このことが結構重要です。ともすると、ガイドラインと認証をやるときにビジネス的な持続可能性が最後まで忘れられることがあります。

認証機関が持続可能になるように、ここでもビジネスモデルを検討しなくてはならないということです。認証費用で収益を上げるのか、認証マークの使用費で収益を上げるのか、あるいはガイドラインをつくることから認証コストの計算をしなければなりません。ガイドラインは品質と信頼が大事ですが、これをひたすら上げていくと手間とコストがかかります。手間とコストがかかるようになると、面倒くさいから認証を受けないという人が出てきます。認証のマーケットが小さくなってしまうと、認証費用で収益を上げるつもりだったのにこれはなかなかうまくいかないという話になります。これをうんと下げてざるにしておもうという、今度は信頼と品質がなくなるので、あのマークをとってもしようがないよねという話になってまた市場性を失います。そういう意味で、認証にレベルを設けて、例えば上のほうでブランドを確保して、下のほうで収益を上げるようなことをするケースもありますし、いずれにしても、この認証をクリアして、これをチェックするのにお互いどれぐらいのコストがかかるかというのを考えながらガイドラインを決めていかないと、先にガイドラインを決めて、後で認証をやろうとするとビジネスが回らないということになります。

実は、これがすごく大事でして、最初の2年で認証機関がつぶれるほど社会に迷惑なことはありません。ガイドラインは維持にお金がそんなにかかりませんが、認証は維持にお金がかかります。先ほど先生がおっしゃったようにチェックもしていかななくてはなりません。したがって、しっかりビジネスモデルをつくっていくというのはとても大事なことです。実際にはその上で、認証の実施ガイドも必要になってまいります。先ほどのオペレーションガイドの反対側です。認証マークをどうやって作成して、その意匠の知財権をどうとって、どのように使っていただくかというものも実際には決めていかなければならないということになります。

次は組織です。これも先ほどの生貝先生の話にありましたように少しかぶるところがございますが、まず、法人ではなくてもいいのですが、ガイドラインと認証は別組織にします。これは欧州のものの考え方でして、物差しを決める人とはかる人は別にする。つまり、最終的に物が合わなかったときに物差しをいきなり変えてしまうのではなくて、はかり方や許容値を変えるというのが普通の考え方です。物差しというのは1回決めたらそう簡単

には変えてはいけないということです。それを明確に組織の中で分けましょうと。

それから、今回あるかどうかわからないのですが、実はよく考えると認証よりもコンサルのほうがもうかるのです。認証をやりながらコンサルをやろうというと、これは一応ISOでは、同じ法人ではやってはいけないというになっています。そこに出ていますが「Cf. 運転免許試験場とドライビングスクール」がこの典型です。私はドクターという資格を持っているのですが、大学の先生がいるところで大変恐縮ですが、博士号というのは認証機関とコンサル機関が一緒になっておりまして、大学で育成して、そのまま大学で認証しているという意味では、本来は余り望ましい形ではないのですが、一般的にはこのように分けるということが求められています。なお、コンサル組織の収益性のほうが高くなる実態はございます。先ほどの先生のお話にもあった第三者機関を設けて、監視、モニタリングの目が入るようにするというのが一つ大事なことです。

私がかかわった事例を一つ御紹介いたします。私は3つぐらいやっておりますが、いずれも製品やサービスの品質が一定以上であることを保証するためのガイドラインです。これがないと悪貨が良貨を駆逐するということが起きて、結局、市場がうまく回りません。良貨を識別することを政府ではなくて、例えば業界のつける認証によって起きると良循環が起きるだろうというのが基本的な考え方です。

資料をおつけしておりますが、子供の安全を担保するためにChild Safety through Design、CSD認証とそのベースになるキッズデザインのガイドラインをつくっております。ちょっと長いので読み上げませんが、飲み込んだときに窒息しないとか子供が指を詰めない、転落しないということをしっかり担保したものだと思ってください。

キッズデザイン協議会という100社ぐらい入った枠組みがありまして、その中で第1弾はポリシーというものがございます。これも先ほど生貝先生から話がありましたように、ポリシーは経済産業省の委託事業の中で政府もかかわりながら原案を作成しております。これを引用する形で、業界団体がガイドラインをつくっているということになります。

今、ガイドラインの詳細は申し上げませんが、実はプロセス標準となっております、デザインプロセスの中で、例えば過去類似の事故が起きているかどうかというのを必ずチェックしなければいけないとか、それに対する対応策を明示しなければいけない、我々は幾つかのゲートと呼んでいるのですが、必ず通らなければならないところが決まっていて、それを通りましたよということをしてIS09000シリーズの認証のように文書で残すという形になっていて、認証団体はその文書をチェックする。意外とコストがかかります。

認証組織と評価組織は、同じ協議会の中で別の組織になっていまして、認証マークがつくってあって回します。ちなみに私が理解するところ、まだ認証単体で完全な黒字というか、赤字を出さないような状態にはなっていないで、ちょっと変わったビジネスモデルですが、ここはキッズデザイン賞というアワードを運用してまして、このアワードでかなり収益があるので、それをCSD認証へそれなりに回して、組織全体としてはペイをしているという状態にあります。

これは国際標準とデジュール標準化を並行で狙っておりまして、詳細は省きますが、若干私もJISとかISOのメンバーですので、それをにらみながら動いているところがございます。

これ以外にも小さなところですが、人間生活工学で人に優しいものづくりをしている会社を認証しようとしています。

これはもっと小さいところですが、浅草に革靴のメーカーがありまして、そこで品質のそろった革靴、今治タオルみたいなものに製造の認証をかけたりにしております。

最後になりますが、こういう公的なガイドラインと消費者のロコミが意外と今の世の中で拮抗しておりまして、そこに出ています、全体的に使えばすぐに価値がわかって、誰でも評価可能で、製品・サービスの寿命が長くて、他人の評価の参考になるものはわざわざ業界がやらなくても消費者のロコミが勝ちます。ただ、今回話が出ていたように安全であるとか、つまり確率が低くて、ほとんどの人はそれがどうかかわらないとか、製品・サービスの寿命が短かったり、他人の評価がそんなに当てにならないケースでは、ここには「公的」と書いてありますけれども、これには業界団体も含めた、消費者任せではない何かの一定の評価が有効になるケースが多いということになります。

私からは以上です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

次はディスカッションですので、ディスカッション全体の中にとりあえぬの質問も入れていただきます。

認証機関とコンサルが一緒になるのはよくないですね。認証をとらせてやるぞというコンサルでお金をもうけるのがいけないのだけれども、私は今、御指摘の一緒になっている会社にいるわけですが、これはなぜ許されているかというのは、私の考えでは、コンサル部門でも、少しももうからないという理由によるのではないかという気がいたします。持丸さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御発言も含めまして、これまでのプレゼンテーション全体についてお三方にお願いしたわけですが、御議論をいただきたいと存じます。初めて御発言いただく方には、ごく簡単に御自身のバックグラウンドについても御言及をいただければありがたく存じます。

どうぞ、どなたからでも結構でございます。

○関構成員 ありがとうございます。新経済連盟事務局長の関と申します。

新経済連盟は、以前からシェアリングエコノミーの推進を各方面に訴えてきておりまして、昨年10月末にはホームシェアリングとライドシェアリングに限ってですけれども、具体的な法制度の議論の材料になるようにと提案をしたところ。その後、政府でも一部についてはいろいろ議論が進んでいる状況です。



本日は、いろいろ御説明をいただきましてありがとうございます。私からは3つコメントをしたいと思います。

まず、ガイドラインをつくっていく検討会議だと理解をしておりますが、その基本的な考え方として、シェアリングエコノミーを推進していくための、それを十分踏まえたガイドラインにすべきだろうと考えております。ガイドラインの性格づけにつきましては、十分な議論がなされないといけないと思っております。禁欲的な内容にするのか、あるいはかなりオープンといいますか、企業から見て参入しやすいような内容にするのか、いろいろな性格づけがあると思います。また、先ほどの御説明にありましたように認証制度をどう絡めるかという議論もあると思います。いずれにしましても、ガイドラインの性格づけにつきましては十分な議論が必要だと思っております。新経済連盟といたしましては、基本的には推進に資するような内容にすべきだと思っております。参入障壁になるようなものにならないように十分考慮すべきだろうと考えております。

そういう意味では、シェアリングエコノミーに普遍的に適用できるような内容がどこまで規定できるのかというのが、私は個人的にまだよく理解できておりません。恐らくかなり限定された観念的なものになるのかなと想像はしております。もちろん個々のサービスについては、先ほどの御説明がいろいろございましたけれども、サービスの性格が相当違っていると思います。例えば安全に対する要件もかなり違うと思いますので、それぞれのサービス領域に応じた形で個別に議論がなされる必要があるのかなと思います。いずれにしましても、それぞれで推進に向けてどういう内容にするべきなのかということを検討すべきだと思っております。そういう意味でベストプラクティスを共有する性格づけであってもいいのかなと思います。また、先ほど来の政府の検討内容の御説明にもございましたけれども、シェアリングエコノミーを推進することのポジティブな面をきちんと記述をすることで、推進する姿勢を明確に示すべきではないかと思っております。これが1点目です。

2点目につきましては、そうは言っても、法的規制のあるサービス領域につきましては、法的規制がそのままでは、推進ということはかなわないわけですので、民泊についてはある程度検討が進みましたが、ライドシェア等まだ検討ができていないものにつきましては、政府部内にぜひ検討会を設置して、法的に認めていく方向を推進すべきだということをこの検討会議においても、何らかの形で主張すべきだろうと考えております。

3点目でございます。先ほどのシェアリングエコノミー協会さんの説明の中にありましたシェアリングシティ、このような取り組みにつきましては推進する上で、非常に有効だと思いますので、ぜひ全国に広げていくべきだろうと思います。特に公共の遊休資産、例えば道路、庁舎、駐車場や美術館などにつきまして有効活用するという事は、自治体の収入にもなるだろうと思いますし、ぜひ検討すべきだろうと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○安念主査 私からコメントするのも妙だけれども、少なくとも関さんのおっしゃる第1点目ですが、推進が前提だというのは別にお諮りしたわけではないが、ほぼほぼここにいらっしゃる方はそれを自明の前提としてお集まりなのではないかと私は思っていたのですが、それでよろしいですか。どこかで何か困ることがあれば、それは抑止しなければいけないけれども、推進は当然であるということで作業が進んでいくものと私も理解しております。

最後の点は、自治体さんも結構温度差はありますが、御熱心なところはあります。空きキャパシティーは歴然としてあるわけです。それはもうふえる一方ですので、何とかしなければいけないという意欲は非常にあるのだけれども、どうやってやればいいのかがいま一つよくわからないところではないかと、多少作業して、そう思いました。どうもありがとうございます。

増島さん、どうぞ。

○増島構成員 森・濱田松本法律事務所の増島と申します。

さまざまなイノベーションの観点からスタートアップの仕事をしておりまして、制度の改定によって市場をつくって、その市場で産業を伸ばす活動をいろいろな領域でやっているという立場でございます。今回の話につきまして、制度という観点から一つの御意見と申しますか、申し上げたいと思います。

多分、制度と申しますと、いわゆるハードロー、今の法律に属するものからソフトロー、今回やろうとしている自主規制みたいなものがあると思うのですが、この接続性というか一貫性が何らかの形で多分整理をされていないといけないのだろうという気がしております。これは、先ほどの自主規制をつくるときの目的の定め方という観点もあるわけですが、特にこれとの関係で重要であろうと思っているのが、いわゆる業法が存在をしておいて、この業法との関係ということなのだと思います。

業法の法律上のたてつけについて、一応皆様と理解を共有しておきたいという趣旨で若干御説明を差し上げますと、業法は一定の目的、公共の利益という目的がございまして、その目的に照らして、本来は自由にやっていいビジネスに対して一定の制限が必要だと考えられた場合に、それに対する最小限の規制をつくりましょうというたてつけになっているわけですが、まず、立法技術的には何か活動の制約が必要だということについて、一旦は一律の禁止を設けた上で、それに対して許認可が与えられると、その禁止が解除されるという仕組みで実装していくものだと承知をしております。

この業法というものとの関係で、今回のシェアリングエコノミーが幾つかの分野であつれきといいますか、一つのフリクションを起こしているというのが現状だと認識をしております。結局、シェアリングエコノミー協会さんにいろいろな方が入られていて、100社になんなんとしていらっしゃるわけですが、事業体としては結局、シェアリングエコノミーを非常に広くとって、クラウドファンディングはシェアリングエコノ

ミーの一種であるみたいな主張をされて、大きくしていらっしゃるわけでありませう。

そのシェアリングエコノミーという漠然としたものに対して、どういふ自主規制をやつていったらいいのでしょうかというアジェンダセッティングをしているわけですが、そもそも規制がなされていない領域がこの中にあるわけですが。例えはcoconalaさんの話をされていましたが、coconalaさんみたいなビジネスというの、シェアリングエコノミーと言おうが言うまいが、多分規制をされていない領域でございまして、こういう領域についてシェアリングエコノミーの分野だよなということで、何か規律を設けて規制をするという態度でそもそも臨むべきものなのかどうか、もしかすると、シェアリングエコノミーが実現しようとする何かによって、新たな脅威が生まれるという第I期の検討で言っていたようなポジションであれば、それに対して今までは全くフリーだったものについて、インターネットを使ったシェアリングエコノミーという観点から規制が要るのだという話をされるというのは、一応論理的にはあり得るわけですがけれども、そういう議論をここではされたいと思つているのかどうかというのは一つあります。

もう一つは、業法が既に存在をする世界において、業法への抵触が問題となっているもの、もしくは業法の適用が結局どこからされるのかがよくわからない世界のもとで、業法が来るかもよ来るかもよという形で、本来自由である分野で萎縮効果が働いてしまうような分野がある。こういう分野について、結局、業法が適用されない領域があることを前提に、そこについてこういう自主規制があるから安心ですよなという話をしたいということなのか、これはまさに今までで言うところの緩和というか、促進という側に多分振れていくのだと思うのですがけれども、この辺が法制度という構造から見たときに2つの話が入っているような気がしているので、議論をされるときにこれが混同すると、ルールをつくったけれども今までよりむしろきつくなつたとか、しばしば規制緩和のもとにこういう議論がなされることあると思うので、整理をしながら議論されたほうがよろしいのではないかと思つました。

以上でございます。

○安念主査 大変重要な御指摘をいただきました。

業法との関係はどちらにしろ、深い悩みとして出てくるのではないかと思つます。業界団体がそれを自主規制と言おうが、共同規制と言おうが、ガイドラインのようなものをつくったからといって、業法上違法なものが適法になるわけではありませぬ。違法なものは違法なものなのだが、この種のルール、つまり、自主規制的なルールをつくっていく過程で仮に業法との抵触が問題となれば、一つの議論の方向としては、そもそも業法によるレギュレーションが必要なのか、あるいは合理的なのか、必要最小限のものなのだろうかという問題意識が自然と出てくるのではないかという気がいたします。

それから、現に規制がない分野で新たな規制を設けるような話になっては元も子もないというの、全く御指摘のとおりです。例えは先ほど申し上げたAsMamaさんの場合ではベビ

ーシッターですが、保育業法というのではないわけです。保育所の規制はあるけれども保育業法があるわけではない。例えばそこへ持ってきて、資格要件として保育士でなければいけない、それも経験何年でなければいけないというものを積み上げていくという話ではないと個人的には思っています。そうではなくて、ベビーシッターを現にやる人は例えばこういうバックグラウンドの人ですということを明らかにして、その上で、消費者の方、ユーザーの方に合理的にリスクをとっていただけるような環境を整備する。これもレギュレーションであるには違いないのですが、今までの業法でやっていたようなレギュレーションとは違う意味というのでしょうか、考え方のものをつくっていかうということではなからうかと私は個人的には思っております。どうも重要な御指摘をいただきましてありがとうございます。

上田さん、どうぞ。

○上田構成員 本当にわかりやすく、かつ、重要な御指摘をいただいたなと感じています。

オープンであるものに対して議論が必要なのかということと、グレーなものに対してどう整理するのかというのが正直2つあります。

例えばなのですが、先ほど例で挙げていただきましたベビーシッターはほとんど業法がない自由な環境であると思っております。一方で、現実として保育園は社会的に認知をされていて常識なのですけれども、恐らく政府の中でも保育園があるというのが常識になっている。

一方で、ベビーシッターですとか個人のシェアリングエコノミーによるベビーシッターが、恐らく政府の中に存在を認められていないという感覚を持っているのです。例えば待機児童の問題を対策しようといったときに、シェアリングエコノミーのベビーシッターが構成員としてテーブルに上がってこない印象を持っております。そういう意味では、そもそもベビーシッターのシェアリングエコノミーは何ぞやというのを、もしくはそれに認定マークをすることによってそういう人たちもいるのだ、そういう産業もあるのだというのがテーブルに載れば、自然と待機児童対策にお金を突っ込もうとなったときに保育園にはこれだけ、シェアリングエコノミーにはこれだけという議論が進むかなと思っております。

これはまだかなりソフトな話なのですが、今ですとオフィスを貸し出しますということをしたときに余りにも不透明なのです。

○安念主査 具体的にはどういう意味ですか。

○上田構成員 民泊だとかシェアリングエコノミーというのは、正直言って非常に社会的価値があるのにもかかわらず、それは何なのだという社会的認知が広くて、端的に言うとオーナーさんが「それは何のですか、よくわからないから嫌です」というものがあるのです。我々からしますと、第三者も含めた安全性ですとか社会に対してプラスですという

マークがあります。そういった審査を通りましたということによって、社会的な認知といえましょうか、もっと言えばオーナーさんに対して、パブリックな機関であるところから認証が出ているようなサービスプラットフォームに基づいて、自分のオフィスを人に貸そうと思っているのですといったときにオーナーさんの反応も全然変わってくると思うのです。ただ、我々の興味もグリーゾーンをいかに解釈するのかというほうが興味はあるかという、当然そちらのほうが興味はございます。

いろいろとポイントが出ておりますが、もう一個ほぼ議論されていない重要なポイントがあると思っております、前提にかかわるところなのですが、もはやソーシャルメディアが普及した世の中で、自分ですとか身内と赤の他人、すなわちお客さんみたいな関係性が既に崩れているのです。ソーシャルメディアで出会った10人で食事会をして、参加した人からお金をもらうというのと、親戚10人が集まって御飯を出して、それに参加料を払うというのがもはや曖昧な世の中になっている中で、現状の業法では本当に解決しづらいジャンルがあるのではないかと。そういう意味では、先ほどのヨーロッパの閾値を設定することはなるほどなと思います。あと、業法を変えるというアプローチなのか、業法をこれぐらいの解釈で行きましょうというものでもいいのですが、そこら辺は非常に興味があるところではございます。

○安念主査 業法はもともと、シェアエコの世界の言葉で言えばホストを規制しているのです。例えば情報の非対称をホストに資本をかけさせることで解消しようとしているのです。つまり、我々は泊めてくれる人を自分で検索することができないわけです。ですから、ホテルという大きいものをつくらせて、なるほど、これは客を泊めるための施設だとすぐにわかるようにしておく。そこではいろいろ設備なども整っている。だから、シェアエコの特徴はホストとゲストにあるのではないのです。それをつなぐところにあって、ここにこそシェアリングエコノミーの妙味があります。実際、提供されている財はある意味でありきたりなものです。でも、それはそれで全然構わないわけです。そのつなぎ方がとてもおもしろい。要するに、そのつなぎ方は、情報通信技術によって取引費用が劇的に削減されたことで可能になったのでしょう。だから、レギュレーションをするにしても、全然発想が違ってくるといのは余りにも当然のことだと思います。

保育については、私は多少関係があるのですがけれども、絶対に保育所のキャパをふやす話を最初にしますよね。ここ何年間で10万人分ふやしますと言っているわけではないですか。でも、例えばAsMama系統のものでバウチャーを配って、保育所に行きたい人は行ってください、幼稚園に行きたい人は行ってください、ベビーシッターに行きたい人は行ってくださいとなぜかならないでしょう。

○上田構成員 ならないです。

○安念主査 ならないという愚痴を言っているとしてもしょうがないのだけれども、ならないという事実は事実だと私も思っている。

成原先生、どうぞ。

○成原構成員 東京大学情報学科の成原と申します。情報法を研究しております。

今、安念先生がおっしゃった、シェアリングエコノミーでは、ホストとゲストの間をつなぐプラットフォームが非常に重要な役割を果たすのではないかという点は、私もおっしゃるとおりだと思います。その際にヒントになると思われるのが、インターネット上における情報流通の媒介者、例えば、プロバイダであるとか検索エンジン、ソーシャルメディアのような、送り手と受け手をつなぐ、複数の利用者をつなぐ主体の役割や責任に関する議論の蓄積です。今日では、インターネットで直接情報を発信する主体ではなくて、媒介者に対して、例えば他人の権利を侵害する情報があったときに削除してくださいといった対応が求められることが多くなっています。

同様の問題は、恐らくシェアリングエコノミーでも生じるのではないかと私は考えておりまして、ゲストとホストの間にトラブルがあったときにプラットフォームの責任が問われることが増えていくのではないかと。そうしたときにプラットフォームがどこまで責任を負うのか、あるいはシェアリングエコノミーに関して法的・社会的な問題が生じた場合、プラットフォームが適切に問題に対応してくださいと要請されたときにどこまで対応するのか、そういったプラットフォームの役割や責任とその制限についても、ガイドラインをつくる際には議論するとよいのではないかと思います。

以上です。

○安念主査 成原先生、ありがとうございました。

○中村構成員 慶應大学の中村と申します。メディアの政策をバックグラウンドにしています。

この会議がシェアリングエコノミーを振興するということを前提として、共同規制で市場の開拓と安全確保のバランスを図る方向に賛成をします。これで進めればいいのだと思いますが、自分自身、幾つかの共同規制にかかわってきました。例えば青少年のネット利用の問題とかソーシャルゲーム、あるいはデジタルサイネージの災害対策などの第三者委員会といったものを運用する現場にいましたので、その経験から感想を2点ばかり申し上げたいのですが、ポイントはきょうも議論に出ております2つだと思います。

1つはエンフォースメント、生貝さんのおっしゃったようなことです。エンフォースメントもポイントが幾つかあって、1つはルール破りにどう対応するのかというのがエンフォースメント、そこにペナルティーなり、官の強制措置などが発動され得るかどうかという空気感みたいなものです。業法があるところについては一定の規制緩和とか、あるいは

発動を手控えるということをやってもらわなければいけないと思うのですが、何かあったら出ていくよみたいな民と官の近さをどう演出するかというのが大事だと思います。

そもそもそのルールに乗ってこない人をどうするか、特に海外事業者、この分野は海外とつながっているのに、日本でビジネスをする人で、そのルールに乗ってくれない人にどうやって圧力をかけようとするかという覚悟みたいなものが官民ともに求められるので、それをどう仕込むかというのが一つです。

もう一つは、持丸さんがおっしゃったコスト負担で、私もこちらのほうが大事だと思います。ルールをつくるとか認証するとか、監視するというのは全部コストがかかりまして、それを共同規制でやっていって、5年、10年もたせるビジネスモデルをどうつくるかのほうが難問だといつも思っています。先ほどそういうものをつくって、2年でつぶれたら迷惑だというお話がありましたけれども、私がかかわって2年でつぶれたものがあります。それはサステナビリティの設計を最初にやるのですけれども、途中で事情が変わるので、変わったときにどうするかということをやちゃんと考えておかないとうまくいかないの、それをちゃんと最初に考えておく必要があるかなと思いました。

以上です。

○安念主査 中村先生は、今は我々と同じ大学人だから大学の認証評価というものがありますね。あれは、Co-regulationのようなところもあり、一方的な官によるレギュレーションのようなところもあるのだけれど、あのビジネスモデルは簡単ですね。

要するに、文科省が受けると言うわけだから受けないわけにはいかない。それだけの話ですね。どのくらいかかるのか知らないけれども、ロー・スクールの場合だと1回に500万くらいかかるのです。やはりそういうビジネスモデルを構築する上で、官に強制してもらおうというのは、余りエレガントではないですね。どうですか。

○中村構成員 先ほどの、そこを分離すべきだというのはちょっとびっくりしました。それは考えなくてはと思ったのですけれども、今のところ一体で回っているというのは、ビジネスモデルとして、とりあえずそれを受けてくださる学生さん方がおられるということで回っているということで、日本の場合ですけれども、そこのバックに官なら官のお墨つきみたいなものがあるからということです。

○安念主査 とりあえずはね。

○中村構成員 とりあえずなのです。私も、これは今後どうなるかわからないと思っていますけれども。

○安念主査 わからないですが、そのうち、授業料のうち認証評価分は拒否するという人

が出てくるかもしれない。ありがとうございました。

考えておかなければいけないことは、もう既にたくさんありますね。

松岡さん、お願いします。

○松岡構成員 いろいろな問題点は、当然私もそのように思います。

私は日本消費者協会の松岡と申しますけれども、ISOとかJISとかの作成にもかかわってききましたので、認証についても大分かかわっていると思います。あと個人情報とか、いろいろ消費者運動の問題にかかわっております。

この問題は、一般の人たちからはまだ非常にわかりにくいところがあります。お願いですが、このシェアリングエコノミー協会から提出されたシェアリングシティのサンプル。国際的なソウルだとかアムステルダムとかは出ていますが、そういうところでは、今、ここで挙げられたような問題をどう扱っていらっしゃるのかというようなことを、先行しているところを参考にして検討の材料をつくっていただくとありがたい、私たちにはわかりやすくなると思います。

よろしくお願いします。

○安念主査 消費者保護というのは、決定的に重要なエレメントになってくるのは自明だと思うのですが、消費者といっても何千万人もいるのですから全部を一緒くたになんか議論はできません。シェアリングエコノミーが勃興していく上で、消費者にとって何が一番気になるのか、どこをどうしてほしいのか短く教えてくださいと、もし現段階で質問するとすれば、松岡さんならどのようにお考えになりますか。

○松岡構成員 やはり安全性です。いろいろな意味での安全。

○安念主査 どうぞ、増島先生。

○増島構成員 そこで消費者の安全とおっしゃっているのは、要するに、シェアリングエコノミーはCtoCのモデルなので、サービスを提供する人も消費者のCなのですけれども、この方の安全性という話がこれまでの検討会議の中でほとんど聞かれていなかったのはなぜなのでしょうかといいますか、サービスを受ける側が消費者だという固定観念があるからだという仮説を持っているのですけれども、ここについては消費者保護団体としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○松岡構成員 この間の民泊の問題も出ていたと思いますが、貸すほうの安全性というのは当然言われてきていたと思うのです。ですから、それは双方あると思います。



○安念主査 恐らく、御指摘のようにCtoCの話ですから、例えば火災報知機がどうであるとか、ベッドのスプリングがどうであるとかというような問題について、ゲストのほうも、文字通りのプロの業者と同じような品質はもともと求めまいという出発点があったのではないかと、私は何となく思っているのです。

ただ、一方、そうはいつでも不特定の人が泊まるわけですから、例えば伝染病を広められたら困るとか、テロリストが入ってもらったら困るとか、そういう点は一般のホテルや旅館と同じですから、その辺の安全性といったものは担保してもらおうという考え方なのではないかと思えます。どうですか。

つまり、ホテルと同じような意味での安全を欲しているという意味の安全とは、ちょっと違うような気がしていたのですが。

○松岡構成員 そうですね。民泊問題も、ホテルでしたら直接お金を払うということにちゅうちょしないのですけれども、民泊のような、相手がよくわからないときは、お金を払うに当たって、今のところ中間で保障するような感じのものが出てきて、それがあからこそ利用しやすくなっていると思うのです。

個々の小さな貸し手を自分で確認することはできませんから、間に立つ人がある程度信用してという形だと思えます。

○安念主査 そこはどうですか。

つまり、プラットフォームに安全性の担保を求めるのか、それとも、まさに相互評価によって、安全だと思えば泊まってください、使ってくださいとするのかですね。

○重松構成員 そこでいきますとホストのほうも、やはりよくわからない、それこそテロリストっぽいゲストを泊めるとリスクがすごく発生するわけではないですか。それを、プラットフォームに全部丸投げすると、やはりそれはそれで危険なのです。

○安念主査 無理ですよ。

○重松構成員 ですので、我々も今、レンタルスペースでやっているわけですがけれども、例えば夜中12時から朝方まで、学生がハロウィーンで借りたいというのが来たときに、どう考えても壊されるわけです。

○安念主査 わかります。

○重松構成員 なので、やはりコミュニケーションを重ねられているのです。

旅館業法ですと、泊まりたいと言ったら泊めなくてはいけないではないですか。すかさ

ず泊めなくてははいけないですね。

○安念主査　そうです。断れませんからね。

○重松構成員　そういう学生が泊まるとわかっていても泊めなくてははいけないですけども。

○安念主査　その場合は、壊すとわかっていたら、私は法律上泊めなくてもいいと思います。

○重松構成員　コミュニケーションをとって、ホストが十分に納得した上で貸し出しをする。また、そのゲストの危険度によっても、こういう条件を追加でお願いしますとか、今、そういった形でコミュニケーションをとってやっている例が多くございまして、それを推奨しています。危ないと思ったりとか、何かあった場合は貸し出さないでくださいということをやっています。

　　そういう、CtoC自体でさらにレビューとかレイティングの仕組みとかというのが重なってくると、より一層の安心、安全に使えるようなプラットフォームになってくるのではないかと考えております。

○安念主査　持丸さん、どうぞ。

○持丸構成員　私も、消費者庁の委員会に入っている立場からすると、先ほど私も申しましたように、安全のうち、非常に発生確率が低くて重篤度が高いものはめったに起きないので、まず口コミでは全く機能しません。

　　先ほど言ったように、例えば伝染病とか火災とかそういう類いのものは、やはり消費者保護の観点からある程度何かを入れないことには、最悪のことが起きたときに、結局、業界全体が壊滅してしまう。やはりあそこはそういうときはだめなのかということになってしまうので、どこまでが最低限かはわかりませんが、極めて確率が低くて重篤なものというのは、最低限押さえなくてははいけない。

○安念主査　どうぞ。

○上田構成員　本当におっしゃるとおりで、口コミが効きやすいものと効きにくいものがあるかと思います。

　　一方で、コンセプトが、消費者保護という観点の裏側には、企業と消費者がいて、企業が非常に営利を求めているという枠組みの議論であるというのは、少し違和感があります。

先ほどもお話しいただきましたが、ホストがゲストになり得ることが非常に多々ございまして、正直シェアリングエコノミー業界のビジネス的なマーケティング方法としても、いかにホストにゲストさせるか、ゲストにホストさせるかというのが最重要マーケティング手法と言われるぐらい、当たり前のようにマッチしています。

例えば、東京、大阪のライドシェアなのですが、結局、単身赴任で往復しなければならないということで、自分が運転するか、人の車の運転に乗るかというのは、お客さんが重なっているのです。こういった中で、今までの世の中の構造というのは、消費者がいて、企業がいて、企業の裏側に働く人がいてというのがあったのですが、すごくマイクロなコミュニケーションがリアルタイムにできる世の中になって、この企業という存在がなくて消費者と働く人がダイレクトにトランザクションが発生できる世の中になり、もっと言えば、消費者と消費者だからそこら辺が一つのコミュニティーになっている。

そういうことを追求していくと、確かに火災のリスクがどうあるべきかということを追求していくと、今、きょう私が普通に私の家で住んでいることに対して、私の家で火災が起きて私が死ぬことに対してどうするのかという議論に結構近いと思うのです。ちょっととっぴ過ぎるとは思いますが。

○安念主査 それはわかりますよ。

○上田構成員 私が私の家に住んでいることに対する火災のリスク。めったに起こらない火災のリスクに対してどうするのかというのは、関係ないということと、企業がたくさんの方を泊めてビジネスでやっているというところとの間のビジネス寄りのものもあれば、本当にコミュニケーション、体験のためにやっているというものもあるので、そのあたりを考える必要があるのではないかと思います。

○安念主査 どう思われますか。

確かに、業法なら、稀な確率で起こる巨大ハザードも、網羅的ではなくてもある程度は考えておかなくては、というのが当然のことだと思うのですけれども、CtoCだとそこら辺はどうですか。

○持丸構成員 今度はサービス学の立場からいいますと、まさしくこれはコ・クリエーション (co-creation) ですので、基本的には、顧客が何か協力をしてコントリビューションしたりすることによって、全体がより効率的になって、つまり、よりコントリビューションするお客さんとそうでないお客さんにとっての差が、今の業法ではないわけなのです。

ある意味では、このシェアリングとエコノミーは、よりコントリビューションしてくれるお客さんに対しては、リーズナブルなものを提供しますということ、ある意味では言っているのです。何を言いたいのかというと、つまり、もしそこの中にある程度安全に関

するところも入ってくるのであれば。

○安念主査 コントリビューションの中にとのことですね。

○持丸構成員 そういことです。

自分で守らなくてはならないのです、あなたの家にいることと一緒なのですといことであれば、そういう合意をつくるべきだといことだと思いのです。それが嫌な人はホテルに泊まればいわけなのです。それによって変わっていくわけで、多分その人口がだんだん変わっていくのだと思いのです。

要するに、今は何かといこと、過渡期の混乱が起きているのだと思いのです。それを無理繰り古い業態で合わせるわけではないのですが、古い業態のコンシューマーも存在していて、その人たちが誤解を持って何かトラブルを騒ぎ始めると、それが皆さんのビジネスのリスクにもなりかねないので、そこの合意をしっかりと取りつけていこうといことだと思いいます。

○安念主査 そうなのです。それもある。

どうぞ。

○上田構成員 顧客の合意ですとか、先ほど松岡委員から御指摘いただきましたシェアリングエコノミーが、実際として世の中の理解度が低いといこと、多分リンクしていると思いのです。本当に、間違えてと言ったらあれですが今、間違えて一般企業が提供するサービス、普通のサービスが担保されていると思っていて、シェアサービス利用してしまうといこと、合意がとれていない状態で利用が進むといことは、確かにおっしゃるとおりだと思いいます。そういう意味では、やはり協会を挙げてそういった啓蒙活動といことでしょうか、理解を進める活動は大切だと、今、感じましたといことコメントだけです。

○安念主査 それはわかります。言うなれば、上げ膳据え膳ではないですよといこと。

○重松構成員 例え、今、お寺が何軒か借りられるのですけれども、企業の方が、音響施設はどうなっているのかといことようなことをお寺の人に聞くわけです。そもそも、お寺に音響施設なんてあるわけないではないですか。

○安念主査 音響施設とは何ですか。

○重松構成員 イベントをやる上で、マイクとかのことです。

○安念主査 カラオケを歌いたいとかそういうことですか。

○重松構成員 そういったものです。

何かイベントをやりたいので、そういうのはしっかり整っていないのか、といったことを聞かれるわけです。いや、お寺ですから整っていないですけどもというのを、我々も間に入って説明をしている。

やはりまだ、情報格差ではないですけども、あるわけです。ただ、一度体験すると、整っていないがゆえのよさもありますし、お寺もそれを経験していくと、音響施設を用意したほうがいいのではないかと行って、その上がった収益で用意して、音響も完備したお寺ですというのを売りにして、要するに、習熟度がどんどん上がっていくのです。

最初は、お互い結構習熟度が低いのですけれども、これはレビューとかお互いの経験、PDCAをぐるぐる回すことで習熟度が上がって行って、結果的に、もともとCだった人がスモールBになって、何店舗かやって結局Bになるみたいなものも結構出てきています。

○安念主査 まさに、Learning by Doingそのものですね。

最初から規格を決めてもしようがないという話ですね。学習によってだんだん上がっていくということですね。

○重松構成員 そうですね。

○安念主査 ありがとうございます。

増島先生、どうぞ。

○増島構成員 このCtoCの議論のときによくやられがちで、過去の検討会の議事録を見てもそういう傾向があったということがありますので、一つ申し上げておこうと思うのは、両方Cなので、Cは規制できないという発想のもとに、では、プラットフォーマーに何かをやらせようということで規制を閉じさせようという傾向がありますけれども、要するに、このプラットフォーマーという人たちのやっている行為が、法的にどう評価されるのかということはきちんと踏まえる必要があります。

深夜に出したので今回間に合わなかったのですけれども、日本の法制上は、いわゆる媒介という人たちに対して一定の法的な効果が生じる、もしくはそういう人たちに対する規制があるというのも業法の一つのたてつけになっているわけですけども、このプラットフォーマー理論という中では媒介に当たらない人たちがいて、場の提供者とも呼ばれておりますけれども、こういうものについては、媒介に関する一般理論なり規制なりが及ばないという領域が、もう裁判例で確立していて、一つの日本の制度として存在していると理解しております。

こういうものに対して、今回プラットフォームにいろいろ義務づけをするというような話をするのが何を意味しているのか。要するに、もともと法制度、法体系としては何も規制を課さないという社会的な合意が存在する中で、自主規制なり何なりでそこを乗せていくということが、規制の強化とか推進とかと2分して話すのは余りよくないのかもしれないですけども、もともと法律が予定をしていない、やってもいいですよと言っているものに対してアドオンをしようとしている。

もちろん、これは自主規制なので、業者が社会に対する信頼を確保するために、こういうことを自主的にやっているのですという話であれば、それはそれで整理がつくのだとは思いますが、媒介規制もしくはプラットフォームに対する法的な取り扱いとの整合性。ここの接続性というのはよく考えたほうがいいだろうと思う次第でございます。

○安念主査 全くそうですね。

坂下さん、どうぞ。

○坂下構成員 JIPDECの坂下です。

当協会では、プライバシーマークの付与や、ISMSの認証機関の認定等を実施しています。

今回、自主ルールをつくる話なので、一言申し上げます。プライバシーマークの付与を行う認証制度を18年維持しています。維持できている理由としては、苦情相談があります。これはプライバシーマークを取得した事業者で何か問題があった場合に、その消費者の声を全て受けるということを私たちはやっています。そうすることで、事業者と消費者の情報非対称性を解消するというものです。

また、シェアリングエコノミー協会の資料の中に「モノ」「空間」「スキル」「移動」「お金」というグループが出てくるのですが、これをフランチャイズとみなして自主ルールを拡張するという方法があります。それぞれの業態をまとめている人をフランチャイズ化して、その業界の中でのルールというものをちゃんとつくってもらうということをやっ、て、広げて維持するという事です。私たちのやり方の中で参考になる部分は、どんどん取り入れてもらっていいのではないかと思います。

更に、インターネットによってつなぐという話になるので、実在性というものをどこで担保するかということと、本人確認をどうするかということがキーワードになると思うのですが、本人確認についてはトラストフレームワークというものがあります。これは経済産業省が進めています。ICAMの基準を引用して策定された基準案をまとめ、公開されていますので、そういうものでルールをつくっていくと良いのではないかと思います。

○安念主査 ありがとうございました。

生貝先生、どうぞ。

○生貝構成員 ありがとうございます。

少し暫定的なコメントというか感想としてなのですが、やはりきょうのお話を聞いていると、このシェアリングエコノミーと呼ぶ分野は、これから特に2～3年くらいの期間に物すごく動いていくのかと、そしてその全体を把握できる人間というものもなかなかいないのかと言いましたとき、先ほど私は、共同規制、自主的なルールの構成要素として幾つか挙げさせていただきましたけれども、やはりその構成要素の中でもモニタリングというよりLearning by DoingのLearningの部分の仕組みというのも、しばらく何年かしっかりと担保しておくところの基準というものが、相当程度高いのかと。

やはり研究者としてやっても、どこまでがそうなのかということを含めて、なかなかこの分野全体が全く把握できない部分がある。そして、そういう情報がちゃんと共有されることで、恐らくはそれがまた消費者の安心、安全ということにもつながってくるのかと。当然、こういった協議会は半年くらいで結論を出すといっても、その後どういう施策を続けていくかを定めることになると思うのですけれども、ぜひそういうところを、力を入れて考える必要があるのかと。

やはり先ほど中村先生がおっしゃっていたとおり、そうなるコストの問題というものを余計に考えないといけないわけですが、それはできる限り市場で、しかし市場でできないことをやるのが国家だと、そして当然、振興策というものもあり得るといったときに、そういうルールづくりあるいはモニタリングも重要なイノベーションの一部だと考えて、ぜひ振興の対象の一部というように、まさに技術、ビジネスモデル、制度というものを三位一体で考えていただくとよいかと。

先ほど、シェアシティのようなところがございましたけれども、あれもまさに実際の取り組みをやりながら、そういうものをちゃんと研究というかモニタリングして、評価していくということの仕組みをどうやって、ある程度の期間回っていくものをつくることを考えることが重要かと思いました。

暫定的な感想です。

○安念主査 どうもありがとうございました。

重要な御指摘をいただきました。

私の感想では、大体こういう政府の審議会の第1回顔合わせというのは、みんなで一通り半分自慢のような、半分愚痴のようなことを言って、次回以降に期待しましょうといったもので終わるのが普通のように思うのですけれども、今回は非常にヘビーな課題を整理していただいたのだが、そのそれぞれについて、まだ着地点は全然わからないのですけれども、方向性をかなり具体的に提示していただいたように思いました。私は、第1回として非常に成果のある会合にさせていただいたと思います。司会者として本当に心から御礼申

上げます。

どうやら、シェアリングエコノミーを振興していこう、そのためには業界の Self-regulation なのか、Co-regulation なのか、そういう方向が多分有力なものとしてあるだろう。しかしその場合、既に業法にあるものとの関係をどうするか、さらに業法がない場合には、自由であったものについて新しいレギュレーションを設けることになるので、それをどう考えるのかという問題も御提示いただきました。

さらに、そのレギュレーションをつくった方がいいが、それをどうやってエンフォースメントするのか。さらには、その認証をどうビジネスモデルでサステナブルなものにしていくのかといった重要な課題を御提示いただきましたが、それぞれについてもう既に、ある程度の具体例はあるということですので、そういうところのいいところを取り入れながら進めていくのがよろしいかと思いました。

それから、消費者としては、もう安全というのは絶対に至上命題であるのは明らかなことですので、シェアエコにおける安全とは何であるのか、それをどのようにして担保していくのか、さらには、それをゲストの側からのコントリビューションによって高めていくという方法があるのではないかといった点も、やはりこの世界ならではの指摘であったと思いますので、今後の検討に当たって、既に非常に重要なアジェンダセッティングをしていただいたという感じがいたしました。

本当に実り多い討論をしていただいて、大変ありがとうございました。

それでは、次回の日程について、事務局より御説明いただけますでしょうか。

○松田企画官 （次回日程について説明）

○安念主査 犬童参事官から、何か皆さんに感謝の言葉か何かをお願いします。

○犬童参事官 IT総合戦略室の参事官をしております犬童と申します。

この議論は、やはり既存の法体系と、そうではないこれからの新しい法体系の、まさにきょう、議論になっていた過渡期の部分をどう整理するかという話かとずっと思っているのですけれども、だからこそ難しいのですが、こちらの新しい法体系というカルールをつくっていくという中で、従来であればBtoCのようなところがあって、BとCの情報の非対称性等を踏まえたBに対する規制をやっておけば社会は回っていたところが、今回CtoCでプラットフォームというこの3者が、みんなが自由にやれる分野のところほとんどであって、これで一つの共同体的に見て、プラットフォームと、ホストのCと、ゲストのC、この3者がどう責任を負っていくかという整理かと思っていまして、それが自主ルールなのか、政府がある程度関与していくのか、そういったことを今後検討していかなくてはならないと考えております。

きょう、そういった意味で、まさにいろいろな観点からアジェンダセッティングいただ



いたので、全体的に整合的になるように、かつ柔軟に対応していければと思っております。  
きょうは本当にありがとうございました。

○安念主査 皆さん、どうもありがとうございました。  
次回以降も、どうぞよろしく願いいたします。